

国民投票権年齢と選挙権年齢に差異を設ける制度が憲法問題を有すること について(メモ)

参議院議員 小西洋之

- (1) 憲法前文において、国民主権と代議制はともに、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」として、日本国憲法が立脚するところの人類普遍の原理として一体的に位置付けられている(政府解釈同旨)。従って、この憲法前文の解釈として、憲法改正において国民主権を直接行使する主権者の範囲を画する国民投票権年齢と代議制を具現化する主権者の範囲を画する選挙権年齢とは、本来一致すべきことを想定しているものと解せざるを得ない。

なお、「われらは、これ(＝一体的に位置づけられる「かかる原理」たる国民主権と代議制)に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」として、国民の代表機関である国会が発議し、これを対象にして国民が主権を直接行使するかたちで実施することとされている憲法96条による「憲法」改正の場合についてもこの「かかる原理」が及ぶことを明示に規定しているところであり、この点からも、国民投票権年齢と選挙権年齢は、前文の解釈として、一致すべきものと解することが自然である。

- (2) さらに、同じく憲法前文において、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とされているところ、日本国民の国民主権は、代議制の仕組みのもと、基本的人権の保障及び恒久平和の確保のために特に採用された(特別の)国民主権である(政府解釈同旨)。

とすれば、その国民主権を直接行使する国民投票権を付与された18、19歳の国民がその代表者を選定するための選挙権を付与されていないが故に、主権者として「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」ことが適わず、特に、人権の保障と恒久平和の確保に関する憲法改正過程並びに立法及びその行政行為の監視を担う国民代表機関の構成について、主権者としての意思決定の過程から除外されることを容認する法理を見出すことはできず、よって、前文の当該箇所の解釈からも、憲法改正国民投票権だけを有して選挙権を有しない主権者の存在を、憲法は予定していないものと解せざるを得ない。

(3) なお、上記(1)、(2)の具体的場合として、憲法改正の論点が国政選挙の争点となり当該選挙後に発議がなされる場合に、当該国政選挙の結果により発議の可否及び内容が定まるのであるから（あるいは、少なくとも、定まることがあることは否定できない）、その国政選挙の過程には国民の主権行使の実質があることは否定できず、従って、国民投票権を行使できる国民と選挙権を行使できる国民との集合体に差異を設ける制度は、憲法改正と国民主権の実質的關係において、「憲法改正は主権者たる国民の主権の行使により行われる」という憲法改正の本質に抵触するおそれを抱えるものであり、重大な憲法上の瑕疵を有するものと考ええる。

以上